

保政 7 1 0 - 2 号
令和 5 年 8 月 2 8 日

各保健所長 様

保健医療部ワクチン対策幹

医師が相談できる専門医療機関の延長のご案内について（通知）

県では、新型コロナワクチン接種後、慢性的な麻痺やしびれといった症状など、有害事象（遷延する症状）に対応するため、埼玉県難病診療連携拠点病院の4病院を協力医療機関として指定しており、かかりつけ医では対応が困難な場合に、かかりつけ医からの相談や患者の受け入れ調整を行っています。

この度、令和5年8月末までとしていた当該体制を、令和5年12月末まで延長することといたしました。

つきましては、実施期間を更新した専門医療機関の案内チラシを作成しましたので、貴所管内の医療機関（埼玉県医師会非会員のみ）へ周知くださるようお願いいたします。

なお、専門医療機関に対して、一般の方から直接ご連絡することはできません。また、専門医療機関では、発熱などの一般的な副反応等に関する相談や患者の受け入れ調整は行っておりませんのでご留意ください。

本件については、一般社団法人埼玉県医師会に対し、別途通知したことを申し添えます。

担 当

埼玉県 保健医療部 ワクチン対策担当

連絡先 0 4 8 - 8 3 0 - 7 5 0 1

a7500-02@pref.saitama.lg.jp